

業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称
2. 履行期日
3. 業務委託料

上記の委託業務について、委託者 を甲とし、受託者
有限会社 菊屋小幡花火店 代表取締役 小幡知明を乙として、次の事項により業務委託契約を締結する。

第1条 乙は、甲の指示に従い別紙企画書に基づき標記履行期日に業務を履行しなければならない。

第2条 乙は、天災・事変その他やむを得ない事由により期日に業務を履行することができないときは、甲に対してその事由をすみやかに届出しなければならない。

- 2 前項の届出は、期日より5日以上前になされなければならない。ただし特別の事由があるときはこの限りではない。

第3条 乙は、業務の履行が終了したときは、ただちに事後の火災等の災害が発生しないように処置した後、甲に報告し確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けたときをもって、業務の履行を終了したものとする。

第4条 業務の履行前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし甲の故意または重大な過失によって生じた場合は、この限りではない。

第5条 契約金額は、履行後40日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りではない。

第6条 甲は必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の一部または全部を解除することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙の既済部分の代金の支払いについては甲乙協議を行うものとする。

第7条 甲は乙がつぎの各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期日に契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- (3) 前各号のほか、乙またはその代理人が、この契約条項に違反したとき。

第8条 乙は、この契約の履行にあたり、知り得た甲の秘密を他にもらしてはならない。

第9条 乙は、乙の負担により、日本煙火協会の打揚賠償責任保険に加入すること。

第10条 花火打上に関して事故(人身事故等)が発生し、損害を生じた場合は、火薬類取締法及び前条の打揚賠償責任保険特約条項に基づき、乙の責任において処理すること。ただし事情が不可抗力等、乙の責によらざる場合はすみやかに甲と協議のうえ、その指示により処理すること。

第11条 この契約書の各条項、もしくは企画書の解釈について疑義を生じたときまたはこの企画書、もしくは企画書に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 群馬県高崎市本郷町1370番地

有限会社 菊屋小幡花火店

代表取締役 小幡 知 明